令和２年５月 29 日
浪　速　区　役　所

浪速区役所 乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）募集要項

浪速区役所で勤務する乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）の任用試験を次のとおり行います。

１　募集人数　１名

２　業務内容

浪速区役所保健福祉課において、主に乳幼児を対象とした発達及び発達障がい相談に関して専門的技術を必要とする心理相談業務を行う。具体的な業務内容は次のとおり。

（１）１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、発達相談、育児教室、４・５歳児発達障がい相談など各事業における心理相談業務
（２）乳幼児健康診査後の継続的支援及び関係機関連携（医療機関、療育機関、保育機関等）
（３）発達障がいの早期発見及び早期支援のための心理相談業務
（４）地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
（５）子育て支援室業務に関すること

３　応募資格

以下のいずれかに該当し、かつ、地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

（１）公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者
（２）公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を２年以上勤務した経験のある者
（３）前各号に準ずる者であって、上記の業務内容を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

４　任用期間

採用時点から令和３年３月 31 日まで
※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）

５　選考方法

（１）筆記（論文）試験
（２）口述（面接）試験

6　選考日時及び選考会場

日　時：申込書類を受付後に連絡します。

場　所：浪速区役所

※筆記（論文）試験終了後、口述（面接）試験を実施します（予定）。

7　申込方法

次の書類等を**送付**してください。**【持参不可】**

※受験申込については、持参による申込受付を行いませんので、必ず**簡易書留**で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）浪速区役所 乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）任用選考試験採用申込書　**１通**

※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

（２）申立書　**１通**

※申立書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

（３）返信用封筒（長形３号）　**１通**

※**「受験案内」を返送します。**

送付を希望する宛先を記載の上、「受験案内」用として「84 円切手」を貼付してください。（切手がない場合は、発送しません。）

（４）応募資格にかかる資格証明書（コピー）　**１通**

8　受験申込書の受付期間等

（１）申込期間

随時

※**『乳幼児発達・心理相談員任用選考試験受験申込書　在中』と朱書き**した封筒に入れて送付してください。

（２）提出先

〒556-8501　大阪市浪速区敷津東１丁目４番 20 号

浪速区役所　保健福祉課（子育て支援担当）

電話　06-6647-9895　FAX　06-6644-1937

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。**また、料金不足の場合は、受け取りません**。

９　受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、申込書受付後、受験資格等を審査のうえ受験者本人あてに通知します。

なお、申込提出後２週間後を超えても受験案内が届かない場合は、提出先まで連絡してください。

10　合否の通知

試験結果については、採用試験から概ね１週間以内に受験者本人あてに書面で通知します。

なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

11　勤務条件等

（１）勤務地　　　浪速区役所保健福祉課（浪速区役所内）

（２）勤務日数　　週４日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する４日間）

（３）勤務時間　　午前９時 00 分～午後５時 15 分（休憩時間 45 分含む）又は、
午前９時 15 分～午後５時 30 分（休憩時間 45 分含む）

（４）休日　　　　土曜日・日曜日・祝日及び 12 月 29 日～１月３日
月曜日～金曜日のうち指定する１日
※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替える。

（５）休暇　　　　年次有給休暇、その他特別休暇

（６）報酬等

報酬（月額）	152,308 円～176,088 円
期末手当	採用時期により異なります

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当については採用時期により異なります。再度の任用がされた場合、２年目以降は６月・12 月期　計 2.6 月分となります。

（７）交通費　　　支給あり（ただし、限度額あり）

（８）社会保険等　健康保険、厚生年金保険、雇用保険

（９）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽の内容があることが認められた場合には合格を取消すことがあります。

12　その他

（１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（２）合否に関する電話等での問い合わせには応じられません。

（３）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（４）試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間に遅刻した場合は、受験できません。

13　問い合わせ先

【職務内容について】

大阪市浪速区役所　保健福祉課（子育て支援担当）小林・堀

〒556－8501　大阪市浪速区敷津東１－４－20　浪速区役所３階 32 番窓口

電話（06）6647－9895　FAX（06）6644-1937

【職務内容以外について】

大阪市浪速区役所　総務課（総務担当）松本

〒556－8501　大阪市浪速区敷津東１－４－20　浪速区役所６階 63 番窓口

電話（06）6647－9625　FAX（06）6633-8270

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者